

## 公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和3年8月26日

支出負担行為担当官

第九管区海上保安本部長 白石 昌己

### 記

#### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 猿山岬灯台機器設置工事
- (2) 契約の内容 灯台の機器設置工事
- (3) 履行期限 令和3年12月28日
- (4) 履行場所 仕様書のとおり
- (5) 入札の方式 本件は提出資料、入札を電子調達システムで行う。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙による入札を認める。

当該入札の執行において、入札執行回数は原則として2回を限度とする。また、当該入札までに落札者が決定しない場合において、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

#### 2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和3・4年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格（建設工事）「電気通信工事業」のA又はB等級に格付けされた者で、第九管区海上保安本部を希望部局としている者に限る。
- (4) 部局長等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。
  - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条規定による届出の義務
- (7) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (8) 電子調達システムによる場合は電子認証カード（ICカード）を取得していること。

#### 3. 契約条項等を示す場所

新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

第九管区海上保安本部 総務部経理課

#### 4. 入札参加の申込み（競争参加資格確認のための証明書等の提出）

- (1) 提出期限 令和3年9月13日 午後4時00分
- (2) 提出書類
  - ① 電子入札 確認書及び令和3・4年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格（建設工事）における資格決定通知書の写し、並びに経営規模等評価結果通知総合評定値通知書の写しを、上記提出期限までに電子調達システムにより提出すること。
  - ② 紙入札 紙入札方式参加願及び令和3・4年度国土交通省一般競争（指名競争）参加資格（建設工事）に

おける資格決定通知書の写し、並びに経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを、上記提出期限までに第九管区海上保安本部総務部経理課入札審査係あて提出すること。（郵送可）

5. 入札の日時、場所

下記（1）の提出期限までに電子調達システムにより入札すること。ただし紙入札方式参加願を提出した者は、下記（1）の提出期限までに紙入札書を第九管区海上保安本部総務部経理課入札審査係あて提出（郵送可）すること。  
また、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載された金額に対応する「工事費内訳書」を提出すること。

- (1) 入札書提出期限 令和 3 年 9 月 29 日 午後 4 時 00 分
- (2) 開 札 の 日 時 令和 3 年 9 月 30 日 午後 1 時 30 分
- (3) 開 札 の 場 所 新潟美咲合同庁舎2号館 7階 入札室

6. 入札保証金及び契約保証金 契約保証金のみの有（契約金額が1,000万円以上の場合）

契約金額の10/100以上。低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の3/10以上。なお、契約保証金を返還する場合は利息を付さない。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7. 前払金 有（契約金額が300万円以上の場合）

契約金額の4/10を限度とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約金額の2/10を限度とする。

8. 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第九管区海上保安本部入札・見積者心得書その他に違反した入札は無効とする。

9. 落札者の決定方法

- (1) 第九管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項及び入札等に関する問い合わせ先

第九管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

TEL (025) 285-0118 内線2223・2224

FAX (025) 288-2603

12. 仕様書に関する問い合わせ先

第九管区海上保安本部 交通部整備課

TEL (025) 285-0118 内線2655

13. 電子入札システムのURL及び問合せ先

国土交通省電子調達システム <https://www.geps.go.jp>

以上公告する。